令和　年　月　日

念　　書

船橋市長　あて

事 業 主：

（住所・氏名）

開発区域；

（所在地）

1. 車両等が道路及びその付属物等に損害を与えた場合は、当方の責任において速やかに応急措置を講じ、工事完了時までに市の指示に従い復旧いたします。
2. 近隣住民に対し、迷惑をかけない様十分注意しますが、万一苦情等があった場合は、当方で責任を持って対処いたします。なお、近隣住民に損害等を与えた場合も、当方で全面的に対応いたします。
3. 道路法・道路交通法等、関係法規を遵守し、事故の無いよう努めます。
4. 土砂等が飛散した場合は、その都度清掃します。
5. 搬出入車両については、車両制限令に基づく諸手続きを行います。